

公 告

支出負担行為担当官
防衛省情報本部
総務部長 伊藤 敬信

次のとおり一般競争入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

1 競争に付する事項

件名	規格	単位	数量	履行期限	履行場所	要求番号	備考
浄化槽保守点検及び膜薬液清掃	仕様書のとおり (DIH-LZ-24009)	式	1	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	情報本部(喜界島)	2024-0117-08	税抜 ※9(2)イ項による

2 競争参加資格

- 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意書を得ているものは、同第70条の特別に理由のある場合に該当する。
- 防衛省競争参加資格(令和4・5・6年度の全省庁統一資格)の有資格者で「役務の提供等」の「D」等級以上に格付けされた者であること。ただし、防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)を申請中の場合は、申請中の旨を証明できる者であること。
- 格付けされている防衛省競争参加資格(令和4・5・6年度の全省庁統一資格)の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則(防衛庁訓令第108号 平成18年12月26日)第18条第4項に該当する者
- 契約担当官等(他省庁含む)から指名停止等の措置を受けている者でないこと。
- 現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について契約を行おうとする者でないこと。
- 「会社更生法(平成14年法律第154号)」による更生手続開始又は、「民事再生法(平成11年法律第225号)」による再生手続開始を申立てられていない者、但し更生手続開始の決定又は、再生手続開始の決定を受けた者で、以下の①から③の書類全て提出した者を除く。
 - ①更正手続開始決定書又は再生手続開始決定書(コピー可)
 - ②許可決定に伴い定款、役員等に変更等があった場合にはそれを証明する書類(コピー可)
 - ③上記②に伴う競争参加資格審査申請書変更届
- 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続する有資格業者でないこと。

3 契約条項を示す場所

防衛省情報本部総務部会計課(東京都新宿区市谷本村町5-1)

4 入札説明会場及び日時

実施しない。

5 入札会場及び日時

- 入札会場:市ヶ谷駐屯地 E2棟5階 情報公開室
- 入札日時:令和6年3月5日(火) 10時20分

6 入札の無効

本公告第2項に示す競争参加資格のない者の入札、入札に関する条件(入札及び契約心得)に違反した入札は無効とする。

7 契約書作成の可否

- 契約金額が150万円を超える時は情報本部が定める契約書を、50万円を超える時は同請書を作成する。
- 適用する契約条項
役務請負契約条項
暴力団排除に関する特約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
部分払いに関する特約条項

8 保証金に関する事項

入札保証金・契約保証金免除(ただし、落札者が契約を結ばないときは、見積金額の100分の5以上を違約金として徴収する。)

9 その他

- 支出負担行為担当官への提出書類
ア 入札開始までに資格審査結果通知書の写しを提出すること。
イ 代理人による入札は、入札開始までに委任状を提出すること。
- 落札者の決定方法
ア 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、入札書の最低価格の入札書を提出した者で、且つ、有効な入札を行った者を落札者とする。
イ 落札決定に当たっては、総額とし、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(税抜き価格)を入札書に記載すること。
- 下請負
現に指名停止を受けている者の下請負については、原則として認めないものとする。ただし、下請負を行うことが真にやむを得ないと認められる場合には、この限りでない。
- 入札要領
本案件は、府省共通の「電子調達システム」(<http://www.geps.go.jp/>)を利用した応札及び入開札手続きにより実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札について入札時間までに入札会場へ到着したものに限り、事前に郵送する旨を連絡すること。
- その他
ア 消費税の課税業者に該当しない場合は、入札参加届を提出する際に申告すること。
イ 参考資料の提出(入札に当たり官側の希望する参考資料の提出にご協力下さい。)
参考資料の提出期限:令和6年2月14日(水)12時00分

10 本公告に関する照会先

東京都新宿区市谷本村町5番1号 防衛省情報本部会計課 担当:大西(おおにし)
TEL 03-3268-3111(内線 31752) FAX 03-5225-9641

調達要求番号：2024-0117-08

情報本部仕様書		
物品番号	仕様書番号	
品名 又は 件名	D I H - L Z - 2 4 0 0 9	
	大臣承認	令和 年 月 日
	作成	令和 6年 1月 17日
	改正	令和 年 月 日
		令和 年 月 日
作成	情報本部喜界島通信所	

1. 総則

1.1 適用範囲 この仕様書は、情報本部喜界島通信所が所有する浄化槽（食厨用の油水分離槽を含む）保守点検及び膜薬液清掃（浄化槽法定検査料込み）について適用する。

1.2 引用文書等

1.2.1 引用文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に定める範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし本役務の履行中に、引用文書に定める法令等に変更があった場合は、その最新版が優先されるものとする。

a) 法令等

- ・浄化槽法
- ・環境省関係浄化槽法施行規則

1.3 関連文書 関連文書は次による

a) 技術文書等 フジクリーンプラントPM型・PMJ型（2002.03版）維持管理要領書

2. 本役務に関する要求

2.1 本役務は、情報本部喜界島通信所が所有する浄化槽保守点検及び膜薬液洗浄を目的とする。

2.2 役務対象品目及び数量等 役務対象品目及び数量等は、表1による。

表1 役務対象品目名及び数量等

型式	フジクリーンプラントPM型
処理方式	凝集剤添加型 膜分離活性汚泥方式
処理対象人員	190人
日平均汚水量	41.8m ³
流水水質	200mg
放流水質	10mg
導入管底	GL-1810
放流方式	ポンプアップ放流
計画水量	41.8m ³

2.3 実施要領

a) 清掃は、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年3月厚生省令第17号）第2条「保守点検の技術上の基準」の規定に基づき実施するものとする。

b) 清掃と同時に当該浄化槽の本体及び付属機器類等に異状がないか否かを点検するものとする。

c) 上記 b) の点検で異常があった場合の消耗品（Vベルト）表 2 は、年 1 回交換するものとする。交換部品は純正部品または同等品以上とする。交換済み部品等は、契約相手方が処分するものとする。

表 2 消耗品

機 器 名	規 格	数 量
汚泥槽ブロアポンプモーター用	Vベルト A-23	1
攪拌ブロアポンプモーター用	Vベルト A-27	1
ばっきブロアポンプモーター用	Vベルト 3V-425	4

d) 膜薬液清掃はフジクリーンプラント PM 型・PMJ 型（2002.03 版）維持管理要領書の規定に基づき実施するものとする。

e) 清掃後は、周辺を清掃し、不浄にならないように処置するものとする。

f) 保守点検は、環境省関係浄化槽法施行規則に基づき週 1 回行うものとする。

g) 膜薬液清掃は、年 2 回実施する。又、実施日については、官側と調整するものとする。

2.4 使用消毒剤品名 消毒塩素剤 次亜塩素酸ナトリウム（膜薬液清掃）

3. 品質保証

3.1 監督・検査 契約相手方は、本役務の監督及び検査について、支出負担行為担当官等の定める監督及び検査実施要領により、監督及び検査を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類 提出書類は表 3 に示す提出書類を提出するものとする。なお、細部は官側との調整による。

表 3 提出書類

番号	書 類 名	部数	提出時期	媒体	提出先	備 考
1	役務実施計画書	1	契約後速やかに	紙	喜界島通信所	予定表（日程表）
2	役務写真	月 1	役務終了後速やかに	紙	喜界島通信所	交換部品及び工程前後
3	浄化槽維持管理記録表	週 1	役務終了後速やかに	紙	喜界島通信所	点検作業内容
4	法定検査結果書	1	役務終了後速やかに	紙	喜界島通信所	

4.2 情報の保全等 情報の保全等は次のとおりとする。

a) 契約相手方は、役務履行上、直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。

b) 契約相手方は、本役務の履行にあたり、電子計算機又は可搬記憶媒体の持ち込み及び持ち込み使用することが必要な場合は、事前に官側と調整し許可を得るものとする。

4.3 火気の使用 火気を使用する場合には、当該部隊の責任者の許可を得るとともに、火気の取扱に十分注意し、適切な消火設備等を設けるなど火災防止処置を講じること。

4.4 官側の支援 契約相手方は現地における官側の支援を必要とする場合には、官側と調整し、無償で官側の支援を受けることができる。

a) 現地における官側が保有する電話、電力、水等の使用

b) 現地における本役務の履行に必要な、官有器材及び施設の利用

c) 現地における本役務の履行に必要な、データ及び資料等の提示

d) その他、支出負担行為担当官が必要と認めた事項

4.5 仕様書の疑義 この仕様書に疑義を生じた場合には、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

4.6 添付書類 喜界島通信所位置図・案内図・配置図

部 隊 名	喜界島通信所	役 務 名 称	浄化槽保守点検及び膜薬液清掃	図面名称	喜界島通信所位置図・案内図・配置図	縮 尺	図 示
						図面番号	

